



「がん患者を支えるためのプロジェクト通信」 第4回 がんの相談はどこで？

豊橋創造大学保健医療学部 大野裕美

がんの相談はどこで？等、いまさらと思われるかもしれませんが、案外、ご存じない方や誤解をしている方もいますので、あらためてお伝えしたいと思います。がんの相談窓口といえば、まずは各病院に設置されている「がん相談支援センター」です。若干、病院によっては名称が少し違うかもしれませんが、必ず相談室はあります。ここは、総合窓口としての機能を有しますので、がんに関係するすべての相談をすることが可能です。これまでに通信でも、国立がん研究センターがん情報サービスのホームページを紹介していますが、そちらのホームページには、「診断から治療、療養生活全般にわたってがんに関するさまざまなご相談をお受けしています。不安な時、困った時は、がん相談支援センターをご利用ください。」と記載があります。もちろん、治療と就労の両立等、就労相談も可能です。必要に応じて、社会保険労務士等の専門職に直接、相談できる仕組みが整っています。

次に、私がぜひとも紹介したいのが、「ピアサポート」です。これは、がんを体験した方々が、相談対応のスキルを身につけて対応してくれます。ピアサポーター自身が、がん患者(体験者)であるゆえに、気持ちの分かち合いだけでなく、療養生活のコツ、情報収集のポイント等を得ることができ、ピアサポートを利用したことのある人からは非常に好評です。現在は、がん診療連携拠点病院を中心に、院内でピアサポートを受ける機会も増えてきたと思いますが、特に、ピアサポートと銘打たずとも、がんサロンや患者会等も集団ピアサポートとして手軽に利用できます。

その他、かかりつけ医やその医療機関で馴染みの看護師等に相談することも、大切な資源だと思います。また、分からないことに関する一般知識は、本やインターネット、公開講座等でも学ぶことができます。このように、情報を得る機会は増えてきたのですが、多くの方は、これらの情報を使いこなせるだけの選択活用力は高まっていません。誰もが必要な時に求めるところへアクセスできるようになることが、一刻も早く望まれます。



がん患者さんの就労支援インディペンデントでは、大野先生と一緒にタナトロジーカフェを定期的に行っています。現在オンラインによるタナトロジーカフェを模索中です。開催日等は、Twitter, Facebook でご案内します。

※編集後記※

これまで会社にお任せしていた健康保険、傷病手当金や退職した後の失業給付などは、がんにかかり働き続けることが難しくなった時に直面します。その時にあわてないようにポイントをおさえてみました。社会保障をうまく活用していきましょう。



6/27に、NHK愛知発オンラインフォーラム「がんと生きる」にインディペンデント代表天野の絵を使ってお話をいただきました。1200人の方が視聴されました。

ご意見・ご感想など、どんなことでも構いません。あなたのご意見をお待ちしております。

インディペンデントは英語で「自立」って意味なんだよ

がん患者さんの就労支援 インディペンデント

(代表) 天野 初音 (社会保険労務士)

〒473-0906 豊田市竹町谷間 120-1 Fax: 0565-47-7866

がん患者さんの就労支援インディペンデントは会員を募集しています。

協賛広告を入れずに無料で配布しているため、あなたにお届けする送料と印刷代が必要です。

賛助会員やご寄付は大歓迎です！お気軽にお声かけください。

ホームページ



Mail



facebook



Twitter



インディペンデント通信

がん患者さんの自立と自律を「働く」ことを通じて応援します。

(インディペンデントは社会保険労務士と専門家らでスタートした市民活動団体です)

一緒に考えましょう!

第17号 2021.8



よくある質問特集 ... 社会保障制度を知りたい!

ゆうこりん。最近、退職する人からの相談も多いんだよね!? インディもみんなの代わりに質問してもいい?

こんにちは。ゆうこりんです。インディペンデント通信では、一貫して患者さんに役立つ社会保障制度や働くために必要な法律についてわかりやすくご紹介してきました。今号では、少し趣向を変えて、やむを得ず退職する患者さんからのよくある質問について特集します。



社会保険労務士 ゆうこりん



質問1. 傷病手当金と失業給付は同時にもらえますか？
傷病手当金をもらい終わったら、失業給付に切替えたら良いですか？



A 回答 これはとても多い質問ですね。傷病手当金と失業給付は制度の違いをご説明しますね。簡単にいうと病気で働けないのか、それとも働けるのかで決まります。傷病手当金をもらい終わってしまったからといって、必ずしも失業給付がもらえるわけでも、同時にもらえるわけでもありません。

傷病手当金は 働けない人への保障

傷病手当金は、病気や怪我(けが)で仕事を休み、その間の給与をもらえない時の生活の保障です。

【退職後の傷病手当金は】

- ① 退職日までに1年以上継続して被保険者(任意継続被保険者期間は除く)であること
 - ② 退職日の前日までに連続して3日以上休業し退職日も休業している(出勤していない)こと
 - ③ 失業給付を受けていないこと
 - ④ 同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不能であること。
 - ⑤ 労務不能期間が継続していること
- (「協会けんぽのしおり」より)

※ 傷病手当金の申請には、必ず医師の「労務不能」という証明が必要です。

失業給付は 働ける人への保障

失業した人が、安定した生活を送りながら、1日も早く再就職できるように、求職活動を支援するための給付です。

【失業の状態ですぐ働ける方とは】

離職した後、就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり、積極的に求職活動を行っているにも関わらず、就職できない状態にある方をいいます。
(ハローワーク「離職されたみなさまへ」より)

※ 病気で働けなかった人が、働けるようになったためハローワークに求職の申込みをする場合は、医師による「就労可能」という証明書が必要です。

※ 病気で退職してしばらく働けない場合は受給期間の延長手続きをしましょう。

今月のがん標語 ひとつずつ治療を終えて 梅雨明け (豊田市K子さん) 皆様からの標語をお待ちしています。